

一御上水道御奉行様方御廻り被_レ成候節人

足等又ハくわ・かまなど御用と被_レ仰候ハ、

縦畑ニ罷在候共時分のかせぎ相止メ候て

御用ニ立可_レ申候事

右之趣大切ニ相守可_レ申候、惣而纔言之義

成共御上水さわりニ罷成候様成義仕間

敷候、縦他所之者成共当村支配之内ニ

而御水道猥ニ仕候者候ハ、相改可_レ申候、右之通

子共召仕等迄委可_ニ申付_一候、此上少も相背

候者御代官様へ被_ニ仰上_一何分之御仕置

被_ニ仰付_一候共少も御恨申間敷候、依如_レ件

元禄六年

西六月

五郎_印

長左衛門_印

弥兵衛_印

八郎右衛門_印

善兵衛_印

伊右衛門_印

三郎兵衛_印

（他161名連印省略）

「用語」

道奉行：元禄六（1693）年七月、幕府の上水管理の部局は道奉行に移り新規に同心が
つき、上水奉行とも呼ばれた。

縦^{たとえ}：仮令、縦令とも表す。

さわり：障り。支障。

委：くわしく。つぶさに。

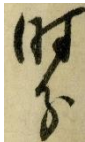
「解説」

今回は第十二回目の講座『玉川上水』の後半部分です。御上水道奉行が見廻りの際、
人足・かま・くわ等を所望すれば、たとえ畑で農作業をしてもその手を止め上水
の仕事を優先します。僅かであつても上水に支障をきたしてはならず、他所者が上水
に入り悪事を働くことがあれば取り締まります。これらの内容を子供や召使等まで
詳しく言い聞かせ、これに背く者がどのような罰を受けようともお恨みすることは
ありません、と記されています。

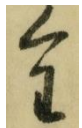
次に文字を見ていきましょう。



「足」は「ロ+マ」の様に見えますが、これ
が典型です。



「時分」の「時」は「時」の略字で頻出します。また、前回紹
介した変体仮名も登場しています。



「く王」は「重」の様に、



「可^かま」は「うま」の様に見えますので注意が必要です。「か」は他に「加」「歌」「駕」
「賀」「家」「佳」「香」など数種類で表記されますが、大かた「加」「可」が使われま



す。「少も」の「少」は「お」の様にも見えますが、この形が一般的なくずし

方です。今回は変体仮名がたくさん登場しました。古文書に慣れるまで仮名と漢字が
判別しづらいですが、次第に読めるようになりますので学習を続けていきましょう。